

付 議 第 6 号

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案に係る
意見聴取に関する議案

平成 29 年 12 月高知県議会定例会提出予定の議案に係る地方教育行政の組織
及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知
県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求め
ます。

高知県教育委員会事務委任規則

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること

第 号

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）第10条第2項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成29年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立埋蔵文化財センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理について

1 施設概要

- ・名称 高知県立埋蔵文化財センター
- ・所在 南国市篠原 1437-1
- ・設置 平成 3 年度
- ・設置目的 埋蔵文化財の調査研究、保存、公開、活用
- ・建物 展示室、研修室、作業室、収蔵庫、事務室等 4 棟 2,074 m²

2 指定する団体

- ・住所・名称等 高知市高須 353-1
公益財団法人高知県文化財団（理事長 浜田 正博）
- ・指定の実績 平成 18 年度～20 年度、21 年度、平成 22 年度～24 年度
平成 25 年度～29 年度
- ・直指定の理由
 - （1）発掘調査を継続して実施してきたことにより高知県の埋蔵文化財に関する専門的知識を蓄積している。
 - （2）高知県立埋蔵文化財センターの指定管理業務内容は、発掘調査成果と不可分な関係であり、組織として一体的に管理したほうが効率的かつ合理的な運営ができる。
- ・審査委員会 平成 29 年 11 月 10 日
委員 5 名
総得点 394 点（500 点満点 100 点×5 委員）

3 委託の概要

1) 業務内容

- ・管理運営業務・・・施設の管理運営、発掘した埋蔵文化財の保存と活用等
- ・埋蔵文化財に関する普及・啓発業務
・・・企画展、出前考古学講座、公開講座等の実施

2) 管理代行料（委託料）

230,836 千円（平成 30 年度～34 年度 5 カ年）

4 その他

- ・指定管理以外の委託業務
・・・国土交通省の公共事業に伴う発掘調査業務等について、別途業務委託契約により実施

5 管理運営費の推移

(単位:千円)

年度	人件費 A	管理費 B	支出計 C = A + B	指定管理料 D = C - E	その他 収入 E	収入計 F = D + E	入館者実績 (人)
18	38,344	30,257	68,601	68,601	0	68,601	1,555
19	32,090	28,308	60,398	60,398	0	60,398	2,182
20	36,173	26,322	62,495	62,172	323	62,495	2,561
21	40,529	17,851	58,380	58,049	331	58,380	2,866
22	45,691	20,937	66,628	66,126	502	66,628	2,816
23	46,010	19,096	65,106	64,544	562	65,106	3,058
24	19,006	18,429	37,435	36,935	500	37,435	2,854
25	24,570	21,581	46,151	45,612	539	46,151	3,205
26	22,174	20,913	44,577	43,624	953	44,577	3,120
27	27,318	29,596	50,855	48,536	2,319	50,855	4,040
28	24,315	22,524	48,136	46,038	2,098	48,136	4,651
29	29,850	22,467	52,317	51,778	539	52,317	(10月末)2,538
30	23,767	22,717	46,484	45,696	788	46,484	
31	23,847	22,723	46,570	45,782	788	46,570	
32	23,892	22,727	46,619	45,831	788	46,619	
33	25,607	22,855	48,462	47,674	788	48,462	
34	23,913	22,728	46,641	45,853	788	46,641	
5年計	121,026	113,750	234,776	230,836	3,940	234,776	

*～平成28年度 決算額、平成29年度～ 予算額

太枠内が今回の議案にかかる予算等

公の施設の指定管理者制度に関する運用指針（抜粋）

平成18年7月3日 18 高行管第101号 総務部長通知
 改正 平成22年2月9日 21 高行管第494号 総務部長通知
 改正 平成27年12月25日 27 高行管第256号 総務部長通知
 改正 平成28年10月17日 28 高行管第181号 総務部長通知
 改正 平成29年4月27日 29 高行管第14号 総務部長通知

第3 指定管理者の選定手続に関する事項

1 公募の原則

指定管理者は、制度の趣旨・目的からして、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ、経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいと考えられるため、原則として公募する。

なお、当該公の施設の適正な管理を確保するため、公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、公募によることなく適当な団体を選定することができる。その際はあらかじめ、その適否について、外部有識者等の意見を聴取することとする。また、公募によらない理由を対外的に明らかにすること。

【公募によることなく指定管理者を選定する場合の事例】

- ・ 県行政と一体性が強く、県の強い関与を必要とするなど、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合
- ・ 特殊な技能を必要とするなど、専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合
- ・ 当該公の施設に隣接する施設の管理者を指定することが施設の効果的な運営につながると認められる場合
- ・ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者として選定できる団体が無かった場合
- ・ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要性が生じた場合
- ・ その他公募によることが適当でない認められる特段の事情がある場合

【外部有識者からの意見聴取方法（例）】

- ・ 県として直指定の方針を決定する時期（更新前年度の7月頃）までに
 - ① 既存の評価委員会で意見を聴取
 - ② 選定（審査）委員会を、直指定の適否と事業提案の評価で2回に分けて実施など
- ※ なお、意見の聴取は、委員を集めて行う開会形式ではなく、委員から文書で意見を聴取するなどの簡易な方法も考えられる。

○高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（平成 17 年 7 月 19 日条例第 55 号）

（設置）

第 1 条 埋蔵文化財を調査研究し、及び保存するとともに、公開し、及び活用することにより、埋蔵文化財に関する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を南国市に設置する。

（指定管理者による管理等）

第 2 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、センターの適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

（指定管理者が行う業務）

第 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設備等の維持管理に関する業務
- (2) センターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

（指定管理者の指定の申請）

第 9 条 第 2 条第 2 項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第 1 項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第 10 条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第 1 号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、県民の埋蔵文化財に関する知識を深め、県民文化の振興に寄与することができるものであること。

- 2 教育委員会は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
- 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

○高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（平成 17 年 7 月 19 日条例第 55 号）

（設置）

第 1 条 埋蔵文化財を調査研究し、及び保存するとともに、公開し、及び活用することにより、埋蔵文化財に関する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を南国市に設置する。

（指定管理者による管理等）

第 2 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、センターの適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

（指定管理者が行う業務）

第 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設備等の維持管理に関する業務
- (2) センターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

（指定管理者の指定の申請）

第 9 条 第 2 条第 2 項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第 1 項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第 10 条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第 1 号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、県民の埋蔵文化財に関する知識を深め、県民文化の振興に寄与することができるものであること。

参考資料 5

- 2 教育委員会は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
- 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。